

3 身近な里山林の保全・活用を図る取り組み。

4 森林環境教育やボランティア活動の支援。

などに使われます。

水と緑の森づくり税を活用する事業に関するお問い合わせ

秋田県農林水産部水と緑推進課

☎018 860 1750

水と緑の森づくり税の徴収や仕組みに関するお問い合わせ

秋田県総務企画部税務課

☎018 860 1123

変更点2

65歳以上の非課税措置廃止の経過措置が無くなります

平成17年1月1日現在65歳以上、昭和15年1月2日以前に生れたかたで、合計所得が125万円以下のかたは、17年度までは非課税でしたが、18年度は税額の3分の2相当額が減額され、19年度には税額の3分の1相当額が減額されていきました。

この段階的な経過措置が終了となり、20年度からは全額課税されます。

変更点3

19年度の市県民税が還付(減額)される場合があります

平成19年1月に「税源移譲」が行われました。この税源移譲は、所得税の税率を下げ、市・県民税の税率を上げることで、税金総額を変更させずに国から地方へ税源を移譲させる仕組みです。ところが、所得税が0円となった場

合、減った額よりも増えた額が多くなる場合があります。このように、税源移譲で増額となってしまったかたを対象に、既に納付済みの平成19年度の市・県民税額から増額となった分を還付(減額)します。

所得変動に伴う市・県民税の還付を受けるためには申告が必要です

申告書の提出先は、平成19年度の市・県民税を課税した市区町村(平成19年1月1日現在お住まいの市区町村)へ減額申告書を提出してください。転入・転出されたかたは、申告先を間違えないように注意してください。

申告期間 7月1日～31日
申告先 平成19年1月1日現在に住んでいた市区町村
申告書 6月下旬から税務課市民税係で配布します。

なお、平成19年1月1日と平成20年1月1日に大館市在住で、この措置の適用が受けられると思われるかたには、6月下旬に「平成19年度分市・県民税減額申告書」をお送りする予定です。

寄付金控除額などの人的控除以外の控除額が増加した場合や、住宅ローン控除などで所得税が課税されなくなったかたには、適用されません。減額または還付まで

税務課では、減額申告書を提出したかたの平成18年分と平成19年分の課税状況の調査をします。調査の結果、条件に該当されるかたの平成19年度の市・県民税を減額し、また、既に納付済みの場合は還付します。

市県民税減額(還付)のモデルケース

Aさん(50歳)の場合 家族構成 本人、妻(被扶養者)

市・県民税は前年中の所得で課税し、所得税は現年中の所得により課税されます。

19年中大きな所得変動がなかった場合

平成18年中		社会保険料控除	50万円
給与収入	500万円	基礎控除	33万円
給与所得	346万円	配偶者控除	33万円
		控除合計	116万円

19年中に退職し、給与額が120万円になった場合

平成19年3月退職		社会保険料控除	12万円
給与収入	120万円	基礎控除	33万円
給与所得	55万円	配偶者控除	33万円
		控除合計	78万円

平成19年中		社会保険料控除	50万円
給与収入	500万円	基礎控除	33万円
給与所得	346万円	配偶者控除	33万円
		控除合計	116万円

税額計算 所得に変動がなく18年と同じ所得の場合

	18年(度)	19年(度)
所得税	220,000円	122,500円
市・県民税	130,000円	227,500円
合計	350,000円	350,000円

税額計算 19年中に所得が激変し所得税が0円となった場合

	税源移譲前	税源移譲後	差額
所得税	0円	0円	0円
市・県民税	130,000円	227,500円	97,500円
合計	130,000円	227,500円	97,500円

市・県民税には上記のほかに均等割が課税されます。この措置の対象となるかたは、市・県民税と所得税の人的控除額(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になるかたに限られます。したがって、寄付金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなったかたには、この措置は適用されません。

減額または還付される額